



平成 30 年 5 月 21 日

各 位

会 社 名	株 式 会 社	理	經
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長	猪 坂	哲
	(コード番号 8226 東証第二部)		
問 い 合 せ 先	常 務 取 締 役 総 務 部 長	古 畑	直 樹
電 話 番 号		0 3 - 3 3 4 5 - 2 1 5 0	

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 21 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 30 年 6 月 28 日開催予定の第 61 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社において、平成 29 年 10 月に株式会社エアロパートナーズを、同年 12 月に株式会社ネットウエルシステムを完全子会社化したことに伴い、これら子会社を含めた事業内容の明確化を図るとともに、子会社との相乗効果による今後の事業展開の多角化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を一部変更及び追加するものであります。
- (2) 取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、並びに当社において取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役として適切な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第 28 条（取締役の責任免除）及び第 36 条（監査役の責任免除）を新設するものであります。  
なお、定款第 28 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 上記（2）記載の条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催予定日	平成 30 年 6 月 28 日（木）
定款変更の効力発生予定日	平成 30 年 6 月 28 日（木）

以 上

【別紙】 変更の内容

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. <u>電子計算機および周辺機器、各種計測機器、電気通信機器、試験機器、理化学機器、医療機器、印刷機器、工作機器、半導体およびその製造装置、各種時計ならびにその部品、材料の輸出入、販売、製造、保守、賃貸</u></li> <li>2. 火薬品、工業薬品、医薬品、毒物、劇物の輸出入ならびに販売</li> <li>3. 鉄鋼、非鉄金属、鉱石類の輸出入ならびに販売</li> <li>4. 電子計算機に関するソフトウェアの開発、研究、製作、<u>受託、コンサルティング</u>ならびに輸出入、販売</li> <li>5. 建築工事の企画、調査、設計、監理および請負業</li> <li>6. <u>プレハブ建築物およびテントの輸出入、販売</u></li> <li>7. <u>自動車、その他輸送用機器、器具</u>の輸出入、販売</li> <li>8. <u>可導式落下傘および機材</u>の輸出入、販売</li> <li>9. 救命・救助用具および機材の輸出入、販売</li> <li>10. 損害保険代理および一般貨物自動車運送</li> <li>11. 不動産の売買・賃貸、株式への投資および運用</li> <li>12. <u>電気通信工事の企画、調査、設計、監理</u>および請負業 (新 設)</li> </ol> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 電子計算機、<u>電子機器</u>および精密機器の企画、開発、製造ならびにこれらの機器およびその材料・部品・周辺機器の輸出入ならびに販売</li> <li>2. 火薬品、工業薬品、医薬品、毒物、劇物、<u>塗料</u>および防衛装備品の輸出入ならびに販売</li> <li>3. 鉄鋼、非鉄金属、鉱石類およびこれらの加工設備の輸出入ならびに販売</li> <li>4. 電子計算機に関するソフトウェア、人工知能およびロボットの企画、開発、研究、製作およびこれらの受託、輸出入ならびに販売</li> <li>5. 建築および電気通信工事の企画、調査、設計、監理ならびに施工 (削 除)</li> <li>6. <u>車両、航空機、船舶</u>その他の輸送機器、<u>飛翔体、宇宙機器</u>およびこれらの関連機器の輸出入ならびに販売 (削 除)</li> <li>7. <u>医療・介護・救命・救助用搬送装置</u>およびこれらの関連機材の輸出入ならびに販売</li> <li>8. 損害保険代理業および一般貨物自動車運送業</li> <li>9. 不動産の売買および賃貸ならびに金融商品への投資および運用 (削 除)</li> <li>10. <u>防災・安全に関する機器・設備、防災情報システム</u>および有害物質処理設備、水浄化設備その他の公害対策設備の輸出入ならびに販売</li> <li>11. <u>農水畜産物の加工設備</u>および食料品の輸出入ならびに販売</li> <li>12. <u>デジタルコンテンツの企画、立案、製作</u>、輸出入および販売</li> </ol>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>13. 前各号に付帯する一切の事業</p> <p>(新 設)</p>	<p>13. <u>通信回線による情報の転送および情報処理サービス</u></p> <p>14. <u>前各号に係る導入、保守、リース、レンタルおよびコンサルティング業</u></p> <p>15. <u>人材派遣業および各種業務受託</u></p> <p>16. <u>前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第28条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第29条～第35条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第36条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>

以 上